

千葉県公立高等学校新入生の保護者の皆さまへ

千葉県高等学校PTA連合会 高校生総合補償制度 学生・こども総合保険

保険期間：2019年4月1日午後4時～2022年3月31日午後4時（3年間）

特 長

- ①入学から3年間の長期補償 **長期契約で割安**※1
- ②団体割引20%適用 **団体割引適用**
- ③充実したケガの補償 **入院も通院も初日から補償**※2
- ④相手方への高額賠償も対応 **全タイプ3億円まで補償**
- ⑤相手方との賠償交渉もスムーズ **示談交渉サービス付**※3
- ⑥携帯電話等の身の回り品の補償有り **携行品損害補償**

※1. この契約は3年間の長期契約ですので、1年ごとに更新するより保険料が割安となります。

※2. 補償の範囲については、7ページに記載されております。

※3. 示談交渉サービスは国内で生じた賠償事故のみ対象となります。

◇お申込方法等について◇

本パンフレット裏面の「払込取扱票ご記入の手引き」をご参照ください。

必要事項をご記入の上、お近くのゆうちょ銀行・郵便局かATMから保険料をお振込みください。

◇**初回お申込締切日は2019年3月31日（日）です。初回締切日以降も随時ご加入いただけます。**
お申込方法等は5ページをご確認ください。

◇ご相談および事故の連絡先◇

引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社 千葉支店 千葉第二支社

所在地：〒260-0013 千葉市中央区中央4-7-4

TEL：043-225-2717 FAX：043-221-3889

取扱代理店 有限会社大商（ご相談や事故の受付窓口）

所在地：〒260-0854 千葉市中央区長洲2-21-1 スカイークハイツ110号

TEL：043-223-6171 FAX：043-223-6172

千葉県高等学校PTA連合会

引受保険会社 **MS&AD** 三井住友海上火災保険株式会社

2019年度

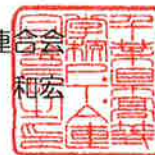
新入生保護者の皆さまへ

『高校生総合補償制度』のご案内

(学生・こども総合保険)

千葉県高等学校PTA連合会

会長 花島 和宏



謹啓 皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、このたびは高校へのご進学を心よりお祝い申し上げます。お子様が生き生きとした有意義な高校生活を過ごされますようお願いしております。

さて、高校生活のスタートにあたり『高校生総合補償制度』(学生・こども総合保険)をご案内させていただきます。

この制度は、授業中、課外活動中、通学途上に限らず、日常生活等プライベートな時間にケガをした場合の補償、または第三者に損害を与えた場合の賠償責任補償、および扶養者が事故やケガで万一の場合に育英費用などを補償する制度です。

『高校生総合補償制度』の特長は次の通りです。

- ・団体割引適用で割安な保険料(団体割引20%適用)
- ・部活動の用具やパソコン、携帯電話等の破損事故も補償(S・A・B・Cタイプ)
- ・地震によるケガ、熱中症、細菌性・ウィルス性食中毒も対応。(S・A・B・Cタイプ)
- ・病気補償付きタイプは入院後のご通院も補償(S・A・Bタイプ)

病気補償付きタイプは健康告知がありませんので希望する全ての方にご加入頂けます。

(補償期間開始前の病気・既往症は補償対象外となります。)

近年は高校生の生活も多様化し、予備校への通学途上や校外での事故、旅行(国内・国外)中のケガ等、不慮の事故に遭うケースも考えられます。当制度はお子様の安全を24時間補償し万が一の備えとなりますので任意ではございますが是非ご加入を検討ください。

謹白

※当制度の詳細については、引き続き本冊子をご覧ください。

※当制度は千葉県高等学校PTA連合会が採用している24時間の総合補償制度です。

(引受保険会社) **MS&AD** 三井住友海上火災保険株式会社

こんな時に役立ちます！

保険金のお支払い例

賠償責任補償

全プラン共通

帰宅途中、出会い頭に
自転車同士で衝突。
相手が転倒し頭蓋骨骨折、
後遺障害が残った。

お支払金額

17,463,000円



育英費用 補償

Aプランの場合

扶養者である父親が、
仕事上の事故で死亡した。

お支払金額

1,000,000円



自転車事故補償

Aプランの場合

自転車で転倒し足を骨折。
10日間入院し、
退院後10日間通院した。

お支払金額

90,000円



傷害(ケガ)補償

Aプランの場合

課外活動中、転倒し足を骨折。
10日間入院し、退院後
10日間通院した。

お支払金額合計

45,000円



細菌性 食中毒補償

Aプランの場合

細菌性食中毒になり、
3日間入院し、
退院後2日通院した。

お支払金額合計

12,000円



熱中症補償

Aプランの場合

課外活動中、
熱中症で
倒れ3日間入院し、
退院後2日通院した。

お支払金額合計

12,000円



地震・噴火・ 津波補償

Aプランの場合

地震で自宅の荷物が崩れ
足を骨折。10日間入院し、
退院後10日間通院した。

お支払金額合計

45,000円



病気の補償

Aプランの場合

虫垂炎が悪化。
腹膜炎を併発し、
10日間入院し、
入院中に手術を受けた。

お支払金額合計

60,000円



ご加入タイプ

(S～E型の中から選びください)
保険料はご卒業予定までの3年間一時払です。

3年間の保険料(一時払)

New
携行品
損害補償

携行品損害補償

(日本国内・海外とも補償)

外出中に、盗難・破損・火災などの偶然な事故により携行品に損害が生じた場合、被害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた額の保険金をお支払いします。

携行品の例) パソコン、携帯電話、電子辞書、部活動用品等



病気

病気による入・通院と手術の場合に保険金をお支払いします。



入院保険金日額

通院保険金日額

手術保険金

ケガ



自転車搭乗中の転倒や衝突などによるケガの他、日常生活におけるさまざまなケガ(部活動中のケガ、自転車以外の交通事故など)も補償します。

O-157・ノロウイルスや熱中症なども補償の対象となります。(Dタイプ、Eタイプを除く)地震、噴火またはこれらによる津波の際のおケガも補償の対象となります。(Dタイプ、Eタイプを除く)

入院保険金日額

通院保険金日額

手術保険金

死亡・後遺障害

24時間

Sタイプ

50,000円

15万円

5,000円

2,500円

自転車事故

10,000円

5,000円

自転車事故以外

5,000円

2,500円

670万円

162万円

Aタイプ

30,000円

10万円

3,000円

1,500円

入院中の手術は上記入院保険金
外来の手術は上記入院保険金

自転車事故

6,000円

3,000円

自転車事故以外

3,000円

1,500円

入院中の手術は上記入院保険金日額の10倍、

144.3万円

84.3万円

3億円

相手方との

賠償責任補償

自転車で人を跳ねた等、日常生活で過って他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。



育英費用補償

扶養者の方が、死亡または所定の重度後遺障害を負った場合に補償します。



天災危険補償



熱中症危険補償



細菌性食中毒および ウイルス性食中毒補償



200万円

○

○

○

100万円

○

○

○

※この保険は千葉県高等学校PTA連合会が保険契約者となる団体契約であり、保険契約者より加入をご案内しています。

※千葉県高等学校PTA連合会加盟高校で採用され、多くの生徒の皆さまにご加入いただいております。保険金額はご加入いただいた被保険者の人数に合った割引率で決定されますので、募集の結果上記と異なる保険金額に変更される場合があります。この場合、死亡・後遺障害保険金額を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

おすすめ

保険期間／2019年4月1日 午後4時～2022年3月31日 午後4時まで

ガの保険

自転車向け保険

Bタイプ		Cタイプ		Dタイプ	Eタイプ
20,000円		10,000円		8,000円	5,000円
10万円		10万円		—	—
2,000円		—		—	—
1,000円		—		—	—
日額の10倍、 日額の5倍		—		—	—
自転車事故	自転車事故以外	自転車事故	自転車事故以外	自転車事故	自転車事故
4,000円	2,000円	2,000円	1,000円	10,000円	7,000円
2,000円	1,000円	1,000円	500円	7,500円	3,000円

外来の手術は上記入院保険金日額の5倍

43.5万円	23.5万円	40万円	20万円	100万円	62.5万円
--------	--------	------	------	-------	--------

示談交渉サービス付き（国内のみ）

示談交渉も保険会社にお任せください。

50万円	—	—	—
○	○	—	—
○	○	—	—
○	○	—	—

※上記「24時間ケガの保険（Sタイプ～Cタイプ）」は職種級別A（学生・生徒等）の保険料です。学生・生徒の方が職業（アルバイトを除きます）に就かれているときは、保険料が異なる場合がありますので、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

ご加入条件・ご注意事項

- お申込人となれる方：千葉県公立高等学校に在籍する生徒（入学等手続きを終えた方を含みます。）の保護者に限ります。
- 被保険者（補償の対象者）となれる方：千葉県公立高等学校に在籍する生徒（入学等手続きを終えた方を含みます。）です。

【お申込日と保険期間について】

4月1日以降の場合：4月1日のご契約に中途加入となるため、補償開始日は下表のとおりです。

お申込日（お支払日）	保険始期（補償開始日）	保険終期（補償終了日）
受付開始～ 3月31日まで	4月1日～	2022年 3月31日
4月1日～ 9月29日まで	お申込日の翌日～	

お申込日（お支払日）が4月30日～9月29日までのお客さまにつきましては、ご案内の保険料が変わりますので、21ページの保険料表をご参照頂きお手続きください。

【最終締切日】

2019年9月29日

【お申込方法】

パンフレットの最終ページに添付されております郵便振替払込取扱票が加入申込書となっております。記入例をご参考に必要事項をご記入頂き、ご署名の上、保険料を近くのゆうちょ銀行・郵便局の窓口・ATMから払込みください。（ATMからのお手続きを推奨します）

【加入者証】

本制度は団体契約のため、加入者証はすべての加入者が確定後、一括して各保護者の皆さまに発送いたします。加入者証到着までは、振替払込請求書兼受領者が本制度ご加入の証となりますので、大切に保管してください。なお、事務処理の都合上、加入者証は6月以降、順次作成完了したのからお届けいたしますのでご了承ください。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払しない主な場合

※印を付した用語については、11ページ～12ページ「用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

- 本人のみ補償特約（賠償責任条項用）がセットされているため、賠償責任保険金の被保険者の範囲は、本人のみとなります。なお、本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りま。）を被保険者とします。
- 天災危険補償特約をセットした場合、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ※の場合も、傷害保険金、育児費用保険金をお支払いします。
- 細菌性食中毒およびウィルス性食中毒補償特約をセットした場合、細菌性食中毒およびウィルス性食中毒をケガ※に含め、保険金をお支払いします。
- 熱中症危険補償特約をセットした場合、日射または熱射による身体の障害の場合も、傷害保険金をお支払いします。
- 自転車搭乗中等のみ補償特約をセットした場合、次に掲げるケガ※に限り、傷害保険金をお支払いします。
 - ① 自転車※に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ
 - ② 運行中の自転車との衝突、接触によるケガ
- すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
- 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に準じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

保険金の種類	補償地域		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
	国内	国外			
死亡保険金	○	○	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 <自転車搭乗中等のみ補償特約をセットする場合> 保険期間中の自転車事故※によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 （注）既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。 保険期間が1年を超える保険契約においては、その事故の発生した保険年度※と同一の保険年度に生じた事故によるケガ※に対して既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。	●保険契約者、被保険者、被保険者の親権者・後見人または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用している運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※によるものである場合には、保険金をお支払いします。） ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ（S・A・B・Cタイプを除く。） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見※のないもの ●入浴中の溺水※（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかるときでも、誤嚥（えん）※によって生じた肺炎 ●11ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ など （注）細菌性食中毒およびウィルス性食中毒は、補償の対象にはなりません（S・A・B・Cタイプを除く。） <自転車搭乗中等のみ補償特約をセットする場合> 保険金をお支払いしない主な場合に追加される事由 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●自転車※を用いて競技等※をしている間のケガ
傷害保険金	○	○	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が生じた場合 <自転車搭乗中等のみ補償特約をセットする場合> 保険期間中の自転車事故※によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が生じた場合	後遺障害※の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。 （注1）政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。 （注2）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 （注3）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 （注4）既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 保険期間が1年を超える保険契約においては、その事故の発生した保険年度※と同一の保険年度に生じた事故によるケガ※に対して既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、各保険年度ごとにお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	

（次ページに続く）

保険金の種類		補償地域		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	☆自転車乗車中のみ補償特約をセット 入院保険金	国内	国外	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合 ＜自転車搭乗中等のみ補償特約をセットする場合＞ 保険期間中の自転車事故*によるケガのため、入院された場合	〔入院保険金日額〕×〔入院*した日数〕をお支払いします。 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては保険金をお支払いしません。 (注2) 入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。	(前ページから続き) 保険金をお支払いしない主な場合から除外される事由 ●保険契約者、被保険者、被保険者の親権者・後見人または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ ●自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ●入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)によって生じた肺炎 ●11ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具を用いて競技等をしている間のケガ
	☆自転車乗車中のみ補償特約をセット 手術保険金	国内	国外	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けられた場合 ＜自転車搭乗中等のみ補償特約をセットする場合＞ 保険期間中の自転車事故*によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けられた場合	次の算式によって算出した額をお支払いします。 ① 入院*中に受けた手術*の場合… 〔入院保険金日額〕×10 ② ①以外の手術の場合… 〔入院保険金日額〕×5 (注) 1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限りです。また、1事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	
	☆自転車乗車中のみ補償特約をセット 通院保険金	国内	国外	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合 ＜自転車搭乗中等のみ補償特約をセットする場合＞ 保険期間中の自転車事故*によるケガのため、通院された場合 (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について通院したものと同みなします。	〔通院保険金日額〕×〔通院*した日数〕をお支払いします。 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては保険金をお支払いしません。また、お支払いする日数は90日が限度となります。 (注2) 入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。 (注3) 通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。	
賠償責任保険金		国内	国外	次のいずれかの事由により、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ①保険期間中の次の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物(*1)を壊したりしたこと。 ア、住宅(*2)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ、被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 ②補償対象受託物(*3)の破損、紛失または盗取(*4)(住宅(*5)内保管中または一時的に住宅(*5)外で管理している間に限ります。) (※1)情報機器等に記録された情報を含みます。 (※2)本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。 (※3)「補償対象受託物」とは、被保険者が他人(レンタル業者を含みます。)から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、10ページの「補償対象外となる主な『受託物』」を除きます。 (※4)上記②に掲げる事由に対して保険金を支払うのは、被保険者が、補償対象受託物(*3)につき正当な権利を有する者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。 (次ページに続く)	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額(判決による遅延損害金を含みます。) および訴訟費用(*)等をお支払いします。 (※)引受保険会社の書面による同意が必要となります。 (注1) 法律上の損害賠償責任の額および判決による遅延損害金のお支払額は、1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。ただし、情報機器等に記録された情報のみの事故については、1回の事故につき、記録情報限度額(500万円)または賠償責任保険金額のいずれか低い額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 日本国内において発生した左記「保険金をお支払いする場合」①の事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●固定契約者または被保険者の故意による損害 ●被保険者の職務遂行(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。) ●か業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●被保険者と世帯を同じくするまたは同居する親族*に対する損害賠償責任 ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任(「保険金をお支払いする場合」の②による損害賠償責任には適用しません。) ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等*の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による補償対象受託物の損害 ●自動車等の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による補償対象受託物の損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による補償対象受託物の損害 ●補償対象受託物に生じた自然発火または自然爆発 (次ページに続く)

保険金の 種類	補償地域		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
	国内	国外			
☆賠償責任条項の一部変更に関する特約セット 賠償責任保険金	○	○	(前ページから続き) (※5) 被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地を含みます。 (注) 被保険者の範囲は、次のとおりです。 本人(本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族に限ります。))を被保険者としてします。	(前ページと同じ)	(前ページから続き) ●偶然な外来の事故に直接起因しない補償対象受託物の電氣的事故・機械的故障(故障等)による損害 ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・剥がれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による補償対象受託物の損害 ●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みや漏入による補償対象受託物の損害 ●引き渡し後に発見された補償対象受託物の破損による損害賠償責任 ●補償対象受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任(収益減少等) ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に補償対象受託物を使用したこと起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害賠償責任 ●11ページの「補償対象外となる主な『受託物』の損害 など
			保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品(※)に損害が生じた場合 (※)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。ただし、11ページの「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。	被害物の損害額(被害物の修理費または時価額※のいずれか低い方が限度となります。)から免責金額※(1回の事故につき3,000円)を差し引いた額をお支払いします。 (注1) 損害額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、保険年度※ごとに保険金額が限度となります。 (注3) 修理によって被害物の価額が増加したときには、その増加額(被害物が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その被害物の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、被害物が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その被害物の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。)、および修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額を差し引いてお支払いします。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と生計を共にする親族※の故意による損害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・剥がれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ、落着、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的故障(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に生じた損害を除きます。 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●11ページの「補償対象外となる主な『携行品』」の損害 など
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約	○	○			

保険金の種類	補償地域		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
	国内	国外			
育英費用保険金	○	○	扶養者*が、保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡されたり、重度後遺障害*の状態になられた場合	育英費用保険金額の全額をお支払いします。 (注1) 育英費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご契約の場合、育英費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 (注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者、扶養者*または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃炉等*の放射性・爆発性*によるケガ ●入浴中の溺水* (ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって生じた場合を除きます。) ●原因がいかるときでも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎など
★疾病補償基本特約(※) 参照 疾病入院保険金	○	○	保険期間の開始後(*)に発病*した病気*のため、保険期間中に、入院*された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (*) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	〔疾病入院保険金日額〕×〔疾病入院の日数〕をお支払いします。 (注1) 疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院*について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気* ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気 ●精神障害*(※1) それによる病気 ●戦争、その他の変乱*、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃炉等*の放射性・爆発性*による病気 ●妊娠または出産(「療養の給付」等*(※2)の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。) ●原因がいかるときでも、頭(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの など (注) 保険期間の開始時*(※3)より前に発病*した病気*(※4)については、保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院*を開始された日*(※5)からご加入の継続する期間を遡及して1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は2年となります。)以前であるときは、保険金をお支払いします。
★疾病補償基本特約(※) 参照 疾病手術保険金	○	○	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(180日)中に手術*を受けられたとき。 ②保険期間の開始後(*)に発病*した病気*の治療*のために、保険期間中に手術を受けられた場合 (*) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術*について、次の算式によって算出した額をお支払いします。 ①入院*中に受けた手術の場合… 〔疾病入院保険金日額〕×10 ②①以外の手術の場合… 〔疾病入院保険金日額〕×5 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上わたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医療診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	(※1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版) 準拠」によります。 <お支払い対象外となる精神障害の例> 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、気分障害、人格障害、知的障害 など (※2) 公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (次ページに続く)

保険金の種類	補償範囲		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
	玉内	玉外			
放射線治療保険金 ★疾病補償基本特約(☆)参照	○	○	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*（180日）中に放射線治療*を受けられたとき。 ②保険期間の開始後（*）に発病*した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合（*）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療*について、[疾病入院保険金日額] × 1.0をお支払いします。 （注1）同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 （注2）放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。	（前ページから続き） （*3）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 （*4）疾病入院の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 （*5）疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
疾病保険金 疾病通院保険金 ★疾病補償基本特約(☆)参照	○	○	疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気*と同一の病気により通院*された場合（以下、この状態を「疾病通院」といいます。）	[疾病通院保険金日額] × [疾病通院の日数]をお支払いします。 （注1）疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院の終了した日の翌日から起算して支払対象期間*（180日）が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間（180日）内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・1回の疾病入院*について、疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*（30日）に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 （注2）疾病入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 （注3）疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 （注4）疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気（これと医学上因果関係がある病気*を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	

（☆）疾病入院保険金、疾病手術保険金、放射線治療保険金、疾病通院保険金

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気*を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院（※1）の原因となった病気（※2）を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。

① 病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

② この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気（※2）を発病した時が、その病気による入院（※1）を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年（保険期間が1年

を超えるご契約の場合は2年となります。)以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

(※1) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

(※2) 疾病入院^(※1)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気^{*}を含みます。

補償対象外となる運動等	
山岳登山 ^(※1) 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 ^(※2) 操縦 ^(※3) 、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 ^(※4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗 (※1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。 (※2) グライダーおよび飛行船を除きます。 (※3) 職務として操縦する場合を除きます。 (※4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。	その他これらに類する危険な運動
補償対象外となる主な「受託物」	
通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、美術品、自動車(被牽(けん)引車を含みます。)、原動機付自転車・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物(畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。)、門、塀・垣、物置、車庫その他 の付属建物	
補償対象外となる主な「携行品」	
株券・有価証券・印紙・切手(乗車券等、通貨および小切手は補償の対象となります。)、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、パスポート、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、帳簿、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、自動車・原動機付自転車・自転車およびこれらの付属品、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物・植物等の生物	

用語のご説明

あ	
医学上因果関係 がある病気	医学上重要な関係にある一連の病気をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます
医師	被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。
1回の疾病入院	疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気 [*] を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取扱います。
か	
ギブス等	ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーシ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギブスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。
競技等	競技、競争、興行 ^(*) または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。 (※) いずれもそのための練習を含みます。
頸(けい)部症候群 ケガ	いわゆる「むちうち症」をいいます。 急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状 ^(*) を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。 ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒 (※1) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。 (※2) 本契約(自転車搭乗中等のみ補償特約がセットされた補償部分は除く)には「細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約」がセットされています。(6ページ参照)
ケガを被った所 定の部位	次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。 ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱 ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギブス等 [*] の固定具を装着した場合に限ります。 ・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限ります。
後遺障害	治療 [*] の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者または扶養者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者または扶養者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見 [*] のないものを除きます。

誤嚥（えん）	食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを行います。
時価額	再調達価額 ⁽¹⁾ から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額（被害物が現に使用されている場合であって、十分に維持・保守管理が行われているときは、その被害物の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、被害物が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その被害物の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。）を差し引いた額をいいます。ただし、保険の対象が貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品である場合は、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。 （*）「再調達価額」とは、損害が生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。
支払限度日数	支払対象期間 ⁽²⁾ 内において、疾病入院保険金および疾病通院保険金の支払の限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証記載の期間または日数とします。
支払対象期間	疾病入院保険金および疾病通院保険金の支払の対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。 なお、「疾病入院」が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。
自転車	ペダルまたはハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車（レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます。）およびその付属品（積載物を含みます。）をいいます。
自転車事故	次の事故をいいます。 ①自転車 ⁽³⁾ に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故 ②運行中の自転車との衝突、接触
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
重度後遺障害	後遺障害 ⁽⁴⁾ のうち、両目の矯正視力が0.02以下になった場合、神経系統の機能等に著しい障害を残し、随時介護を要する場合等をいいます。
酒気帯び運転	道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等 ⁽⁵⁾ を運転することをいいます。
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 ⁽⁶⁾ 。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。 ②先進医療 ⁽⁷⁾ に該当する診療行為 ⁽⁸⁾ （*1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。 （*2）②の診療行為は、治療 ⁽⁹⁾ を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
乗用具	自動車等 ⁽⁵⁾ 、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者 ⁽¹⁰⁾ および3親等内の姻族をいいます。
先進医療	手術 ⁽¹¹⁾ または放射線治療 ⁽¹²⁾ を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
その他の変乱	外国の武力行使、革命、政權奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
治療	医師 ⁽¹³⁾ が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療 ⁽⁹⁾ を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
溺水	水を吸引したことによる窒息をいいます。
入院	自宅での治療 ⁽⁹⁾ が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師 ⁽¹³⁾ の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方を含みます。
発病	医師 ⁽¹³⁾ の診断 ⁽¹⁴⁾ による発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師の診断によりはじめて発見されることをいいます。 （*）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
病気	被保険者が被ったケガ ⁽¹⁵⁾ 以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
扶養者	被保険者を扶養する方で、加入者証等に記載された方をいいます。
放射線治療	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ②先進医療 ⁽⁷⁾ に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 （注）①の診療行為は、放射線の照射を行うものについては、その総量が50グレイ以上となる場合に限り、また、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
保険年度	保険期間の初日から起算して1年間を第1保険年度とします。その後は満期日まで順次1年間ずつ、第2保険年度、第3保険年度…とします。ただし、保険期間に1年末満の端日数がある保険契約の場合には、第1保険年度については、始期日からその端日数期間、第2年度については、第1保険年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

ご注意事項（必ずお読みください）

ご加入にあたっての注意事項

- この保険は千葉県高等学校PTA連合会が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ保険会社に支払います。なお、保険契約者が保険会社に保険料を支払わなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、保険会社は返還保険料を保険契約者にお支払いします。
- お申込人となる方は千葉県公立高等学校に在籍する生徒（入学等手続きを終えた方を含みます。）の保護者に限ります。
- この制度で被保険者（補償の対象者）となる方の範囲は、千葉県公立高等学校に在籍する生徒（入学等手続きを終えた方を含みます。）です。
- この保険の保険期間は2019年4月1日から2022年3月31日までとなります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- ＜経営破綻した場合等の保険契約者の保護について＞
 - ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
 - ・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

保険金をお支払いする場合に該当したときの手續

＜保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡＞

- 保険金をお支払いする場合に該当したときは、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 保険金のご請求時にご提出いただく書類
被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
【ご提出いただく書類】 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
 - 引受保険会社所定の保険金請求書
 - 公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
 - 引受保険会社所定の同意書
 - 死亡診断書
 - 事故原因・損害状況に関する資料
 - 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
 - 引受保険会社所定の診断書
 - 他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
 - 診療状況申告書
 - 被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）等）
 - 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

●代理請求人について

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求することがあります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

（*）法律上の配偶者に限ります。

●保険金支払いの履行期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（*1）をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認（*2）を終えて保険金をお支払いします。（*3）

（*1）保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

（*2）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（*3）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する契約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、賠償責任条項の対象となる賠償事故（受託物の破損、紛失または盗取を除きます。）について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。また、日本国内において発生した賠償事故（受託物の破損、紛失または盗取を除きます。）で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任条項で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点で**お客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください**。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。
「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の可否をご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
保険金額（ご契約金額）
保険期間（保険のご契約期間）
保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないか**ご確認ください**。
以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。
内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。
記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

☐ 加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？

「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。

※ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。

☐ 加入申込票の「職業・職務」欄（「職種級別」欄を含みます。）は正しくご記入いただいていますか？

☐ 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？

*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

このパンフレットは、学生・子ども総合保険の概要を説明したものです。ご加入の内容は、子ども総合保険普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

重要事項のご説明

契約概要のご説明（学生・子ども総合保険）

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合や病気になられた場合、被保険者の扶養者が事故によるケガで亡くなられたり重度後遺障害を負われた場合、および被保険者が法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。

なお、被保険者としてご加入いただける方・扶養者として指定できる方および被保険者の範囲は次のとおりとなります。

被保険者としてご加入いただける方	保険期間の末日において満23才未満の方または学校教育法に定める次の学校の学生・生徒の方（入学手続を終えた方を含みます。）に限りします。 ^(*) ①大学 ②大学院 ③短期大学 ④高等学校 ⑤高等専門学校 ⑥特別支援学校の高等部 ⑦専修学校（専門課程、高等課程、一般課程） ⑧各種学校 ただし⑦、⑧については教育基本法に定める義務教育を修了した方およびこれに相当する方に限りします。	
対象となる学校教育法に定める学校		
扶養者として指定できる方	被保険者を扶養している方で、かつ、次に掲げる条件をすべて満たしている方とします。 ①被保険者の親権者であること（被保険者が成年である場合を除きます。） ②被保険者と同居していること（下宿、扶養者の単身赴任等、被保険者の就学上の理由等で別居している場合を含みます。） ③被保険者の属する世帯の生計を維持していること	
被保険者の範囲	下記以外	加入申込票の被保険者氏名の欄に記載の方（本人）
	賠償責任保険金	本人（本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りします。）を被保険者とします。）

- (*) 1. 各省庁が教育施設として設置している税務大学校・航空大学校・自治大学校・防衛大学校等の各種大学に在籍する学生・生徒の方は対象となりません。
2. 入学手続を終えた方とは、入学に必要な書類を学校に提出のうえ、入学金およびその他の費用を納入し、学校の定める所定の手続を完了した方をいいます。
3. 保険始期時点で満1才未満または満30才以上の方は疾病補償基本特約をセットすることはできません。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は6ページ～11ページのとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額

6ページ～11ページをご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

6ページ～11ページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

6ページ～11ページをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、2019年4月1日午後4時から2022年3月31日午後4時までです。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

- ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2. (2) ご加入後における注意事項（通知義務等）」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>（17ページ）をご参照ください。（自転車向け保険を除きます）
- ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、3ページ～4ページの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。
 - ・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるよう設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容（自転車向け保険を除きます。）・ご加入いただいた被保険者の人数等によって決定されます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法

表紙および5ページをご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたします。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。18ページの「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明（学生・子ども総合保険）

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

この保険は千葉県高等学校PTA連合会が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項（告知義務—加入申込票の記入上の注意事項）

被保険者（補償の対象者）には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただく

た事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。加入申込票に記載された内容のうち、◎印などの印がついている項目が告知事項です（告知事項の項目は加入申込票でご確認ください）。この項目が、故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または事実を記入しなかった場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記入内容を必ずご確認ください。

次の事項について十分ご注意ください。

①被保険者の「職業・職務」（自転車向け保険を除きます。）

②他の保険契約等^(*)に関する情報

（*）同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2) ご加入後における注意事項（通知義務等）（自転車向け保険を除きます。）

ご加入後、被保険者に次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことや、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

①職業・職務を変更した場合 ②新たに職業に就いた場合 ③職業をやめた場合

また、①または②のいずれかにおいて、下記の＜ご契約の引受範囲外＞に該当した場合は、ご契約を解約いただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

＜ご契約の引受範囲＞	下記以外の職業
＜ご契約の引受範囲外＞	オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

(3) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票等の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。

（*）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保 険 金 受 取 人	死亡保険金	・死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 （注）死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご加入後に死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないことになります。

また、次の①または②に該当する場合もご契約内容の変更手続きが必要となりますので取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

①扶養の有無または扶養者の変更

②学校の種類の変更

■傷害条項の被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、傷害条項の被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

①この保険契約^(*)の傷害条項の被保険者となることについて、同意していなかった場合

②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合

・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(*)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約^(*)の傷害条項の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書等の提出が必要となります。

（*）保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■補償重複

次表の特約などのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（学生・子ども総合保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、加入の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。

（注）1 契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外となったときなどは、補償がなくなることがあります。ご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約等＞

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	学生・子ども総合保険 賠償責任条項	自動車保険 日常生活賠償特約
②	学生・子ども総合保険 育英費用条項	GKケガの保険 育英費用補償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、表紙および5ページ記載の方法により払込みください。表紙および5ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

（1）保険金をお支払いしない主な場合

6ページ～11ページをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

（2）重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、表紙および5ページ記載の方法により払込みください。表紙および5ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6. 失効について

ご加入後に、被保険者（*）が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

（*）傷害条項および育英費用条項における被保険者をいいます。

＜育英費用条項について＞

ご加入の後、次のいずれかに該当するようになった場合、育英費用条項は効力を失います。

なお、②または③の事由による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

①引受保険会社が育英費用保険金をお支払いした場合

②被保険者本人が独立して生計を営むようになられた場合

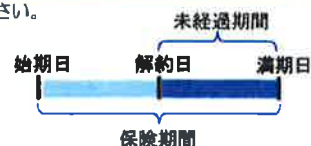
③被保険者本人が扶養者により扶養されなくなった場合

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。

・脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

13ページをご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

5ページをご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となる場合があります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

①多くの場合、現在のご契約の解約返戻金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返戻金はまったくないが、あってもごくわずかです。

②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約（「学生・こども総合保険」の疾病補償基本特約、疾病による学業費用補償特約）にお申込みされる場合のご注意事項

①新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の責任開始前に生じている病気やケガに対しては保険金をお支払いできないことがあります。

②新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。

③新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基準となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】

有限会社 大商 TEL 043-223-6171

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277（無料）

電話受付時間：平日 9:00～20:00

土日・祝日 9:00～17:00（年末・年始は休業させていただきます。）

※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00～19:00になります。

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189（無料）

事故はいち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808（代）（有料）受付時間：平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/>)

Q&A 集

毎年頂くお問い合わせの中で多かったご質問と回答を集めました。

Q、カタカナで記入するべき所を漢字で記入してしまいました、どうすれば良いですか？

A、扶養者さま・被保険者さまのお名前は振り仮名を振って頂く要領でお書き添えください、その場合扶養者さまのご署名欄へのご署名（漢字での）をお忘れにならないでください。それ以外の学校名・住所などは漢字のままで結構です。

Q、加入申込書に間違えて記入してしまいました、どの様に訂正すれば良いですか？

A、二重線を引いて頂き、正しい内容をご記入ください。訂正印や、訂正署名は不要です。

Q、被保険者との関係（コード499）はどの様に記入すれば良いですか？

A、被保険者さまから見た扶養者様の続き柄をご記入ください。（例：父・母・兄弟姉妹・叔父など）

Q、団体との関係（コードL18）は何を記入すれば良いですか？

A、一つ前のQ&Aで父・母とご記入される場合は記入は不要です、それ以外の場合は初期印刷されております③を斜線で消して頂き下表をご参照の上ご記入ください。

生徒（被保険者）本人からみた続き柄							
兄弟姉妹	5	同居の親族	6	配偶者	2	本人	1

Q、初回の加入申込み締切日が過ぎてしまいました、保険期間はどの様に記入したら良いですか？

A、お支払される、若しくはされる予定の翌日をご記入ください。ご記入が漏れた場合でも、私共でお支払頂いた翌日で補筆させて頂き、補償を開始させて頂きます。

Q、他の保険契約の欄は、共済なども回答しなければいけませんか？

A、はい、その他生命保険なども該当しますのでご記入をお願いします。複数のご契約が有る場合は、ご契約の中で死亡補償金額が最も多い物を代表としてご記入ください。

Q、学校で加入者証の提出を求められました、どうしたら良いですか？

A、例年、加入者証は6月頃の発送となります。お手元に届く前までの間はお支払頂いた際にお手元に残ります受領証を、お通いになれる学校へのご提示、若しくはご提出をお願いさせて頂いており、それで学校のご担当の先生にもお認め頂けてまいりました。もし、それでもお困りの際はお問い合わせください、出来る限りのご対応をさせて頂きます。

最後に、お申し込み頂いた際にご記入頂いた払込取扱票は、ゆうちょ銀行さまより電子的に写しが送られてまいります、その際に読み取りが出来なかった場合や、ご記入に不備がありました場合は、担当の保険会社、または代理店からご確認の為お電話させて頂きたく場合があります、また、お電話が通じない場合はご郵送させて頂く場合もあります、その折には是非ご協力をお願い申し上げます。

お問い合わせは

《募集幹事代理店》 有限会社 大商 所在地：〒260-0854 千葉市中央区長洲2-21-1 スカイークハイツ110号 TEL：043-223-6171 FAX：043-223-6172	《引受保険会社》 三井住友海上火災保険株式会社 千葉支店 千葉第二支社 所在地：〒260-0013 千葉市中央区中央4-7-4 TEL：043-225-2717 FAX：043-221-3889
--	--

お申込日別保険料表

お申込日	お申込タイプ					
	S	A	B	C	D	E
受付開始 ～4月29日	50,000円	30,000円	20,000円	10,000円	8,000円	5,000円
4月30日 ～5月30日	48,770円	29,250円	19,480円	9,740円	7,780円	4,830円
5月31日 ～6月29日	47,580円	28,520円	19,000円	9,490円	7,600円	4,720円
6月30日 ～7月30日	46,170円	27,690円	18,460円	9,210円	7,370円	4,570円
7月31日 ～8月30日	44,980円	26,980円	17,990円	8,990円	7,180円	4,470円
8月31日 ～9月29日	43,760円	26,240円	17,480円	8,730円	6,980円	4,350円

学校に通う被保険者さまご本人さまが、職種コード一覧で 職種級別が B に該当された場合の保険料表

お申込日	お申込タイプ					
	S	A	B	C	D	E
3月31日迄	60,010円	35,890円	23,630円	11,890円	上の表に同じです	
4月1日以降に中途加入をご希望される場合は保険料をお問い合わせください。					上の表に同じです	

職種コード一覧

職種コード	職業名・職種名	職種級別
01	技術者(技師、監督を含みます。)	A
02	教員	A
03	保健医療従事者	A
04	芸術家、芸能家	A
05	職業スポーツ家	(注1)
06	その他の専門的職業従事者	(注1)
11	事務従事者	A
21	販売従事者	A
31	農林業作業者	B
36	漁業作業者	B
41	採鉱・採石作業者	B
51	自動車運転者(助手を含みます。)	B
52	船舶関係従事者(漁労船以外の船舶乗船者) (モーターボート競争選手を除きます。)	A
53	航空機関係従事者(航空機搭乗者)	A
54	その他の運輸従事者(注2)	A
55	通信従事者(注3) (船舶・漁労船乗船者、航空機搭乗者を除きます。)	A
61	金属製造加工作業者	A
62	電気機械器具組立・修理作業者	A

職種コード	職業名・職種名	職種級別
63	輸送機械組立・修理作業者	A
64	計器・光学機械器具組立・修理作業者	A
65	その他の機械組立・修理作業者	A
66	製糸・紡織作業者	A
67	裁断・縫製作業者	A
68	木・竹・草・つる製品製造作業者	B
69	パルプ・紙・紙製品製造作業者	A
70	印刷・製本作業者	A
71	ゴム・プラスチック製品製造作業者	A
72	革・革製品製造作業者	A
73	窯業・土石製品製造作業者	A
74	飲食料品製造作業者	A
75	化学製品製造作業者	A
76	建設作業者	B
77	定置機関・機械および建設機械運転作業者	A
78	電気作業者	A
79	その他の技能工・生産工程作業者	A
81	保安職業従事者	A
86	サービス職業従事者	A
91	有職者以外(主婦・学生等)(注4)	A

(注1) 職種級別は、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

(注2) 自動車(二輪自動車(オートバイ)を除きます)を用いて配達・宅配作業に従事する場合は、職種コード51に該当します。

(注3) 自動車(二輪自動車(オートバイ)を除きます)を用いて郵便物・電報の集配作業に従事する場合は、職種コード51に該当します。

(注4) で職業に就かれていない場合は、職種コード91に該当します。

団体との関係のコード

団体の

1: 構成員本人

学校団体の場合は、学生(被保険者)本人

PTA団体の場合は、扶養者本人

左記「1」構成員本人の

2: 配偶者

3: こども

4: 両親

5: 兄弟姉妹

6: 同居の親族

7: 使用人

(ご注意)

・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。

・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。

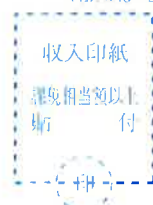
・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。

・この用紙による、払込料金は、ご依頼人様が負担することとなります。

・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおと、おなまえ等は、加入者様に通知されます。

・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

(取扱店) 三井住友海上火災保険株式会社
TEL: 043-223-6171



この場所には、何も記載しないでください。

千葉県高等学校PTA連合会（引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社）

この用紙(払込取扱票)が 学生・こども総合保険申込書(加入申込票)です。

任意でご加入いただく制度ですが、同封のご案内をお読みいただき、主旨をご理解のうえ、この機会にご検討ください。

●払込取扱票で記入のてびき

●必ず保険料一覧表をご確認のうえ、ご希望タイプの金額を払込取扱票の「金額」欄に記入してください。
※引受保険料一覧表を切り取り、ゆうちょ銀行・郵便局で手交してください。

- 【お申込方法】 ●下の払込取扱票に、必要事項をご記入・ご署名のうえ、保険料と一緒に近くのゆうちょ銀行・郵便局にて払い込んでください。（払込手数料はご依頼人負担です。）
●補償期間：お申込締切日（平成31年3月31日）までに払込まれた場合は、平成31年4月1日から補償を開始いたします。平成31年4月1日以降にお手続きされた方は、お手続きの翌日から補償開始いたします。なお、保険料については、21ページをご参照ください。
●本制度は団体契約のため、加入者証は最終加入者が確定後、一括して扶養者に郵送いたします。加入者証到着までは払込用紙の振替払込請求書兼受領証が本制度ご加入の証となりますので、大切に保管してください。（発送予定：6月中旬～7月初旬頃）

◎の項目は、ご契約に際して引受保険会社がおたずねする特に重要な事項(告知事項)です。事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分にご確認のうえご回答(記入)ください。

◎職業名・職種名および◎職種コードについては、交通事故危険のみ補償特約または自転車搭乗中等のみ補償特約をセットする場合は、告知事項ではありません。

◎(宛先)に検索されている方の住所(カタカナ)・氏名(カタカナ)・TEL・学生(被保険者)との関係をご記入ください。

◎学生(被保険者)の氏名(カタカナ)・生年月日・性別をご記入ください。

◎引付ソフトの3ページ、4ページからご希望タイプをお選びのうえ、タイプ名をご記入ください。

◎学生(被保険者)が有職者の場合は実際の職種コードを2桁の数字で入力してください。職種名・職種コードはカタカナで入力してください。訂正しない場合は「有職者以外」と回答したことになります。

◎学生(被保険者)の方が以下に該当する場合は「あり」に◎印をし、内容を加入申込書の回答欄にて記入ください。記入のない場合には「なし」と回答したことになります。

- ◎他の保険契約等
同様の危険を補償する他の保険契約等(団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。)がありますか。
(注)他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ◎保険金請求歴
過去3年以内に病気またはケガで保険金(合計して5万円以上)を請求または受領したことがありますか。
(注)他の保険会社等への保険金請求を含みます。

◎(宛先)の「団体」との関係のコードを2桁の数字で入力してください。被保険者と団体との関係が切り込み表示と異なる場合は、訂正欄で訂正してください。

払 込 取 扱 票										振替払込請求書兼受領証									
00 東京		001707 613426 30000																	
千葉県高等学校PTA連合会																			
〒260 0073 千葉市 中央区 4-7-4 043-123-4567																			
ミズミ タロウ オジ										三住 太郎									
ミズミ イチロウ										三住 太郎									
0000 100 2000 2000										0000 100 2000 2000									
※この用紙は、必ずお読みください。※																			

右記をご確認、ご署名のうえ、扶養者がフルネームでご署名ください。 「ご加入内容確認事項」について確認するとともに、個人情報の取扱いに同意のうえ加入を申し込みます。

払 込 取 扱 票																			
00 東京		001707 613426 30000																	
千葉県高等学校PTA連合会																			
〒260 0073 千葉市 中央区 4-7-4 043-123-4567																			
ミズミ タロウ オジ										三住 太郎									
ミズミ イチロウ										三住 太郎									
0000 100 2000 2000																			
※この用紙は、必ずお読みください。※																			

各票の※印欄は、ご依頼人において記載してください。

裏面の注意事項をお読みください。（ゆうちょ銀行）（承認番号東第47701号）
これより下部には何も記入しないでください。

振替払込請求書兼受領証

振替払込請求書兼受領証																			
00 東京		001707 613426 30000																	
千葉県高等学校PTA連合会																			
〒260 0073 千葉市 中央区 4-7-4 043-123-4567																			
ミズミ タロウ オジ										三住 太郎									
ミズミ イチロウ										三住 太郎									
0000 100 2000 2000																			
※この用紙は、必ずお読みください。※																			

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。